

令和4年度第2回 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和4年11月14日（月）
午後4時～午後6時
男女共同参画センターらぷらす
研修室3・4

1 開会

2 議事

【諮問事項】

- (1) 「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定にあたっての
考え方について（諮問文手交）……………資料1

【報告事項】

- (2) 男女共同参画推進事業に関する最近の動きについて……………資料2
(3) 世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて……………資料3～5
(4) 世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託事業者募集について……………資料6
(5) 犯罪被害者等支援検討委員会の設置について……………資料7

3 その他

4 閉会

◆今後の予定

令和4年11月14日 第2回多文化共生推進部会
令和5年 2月 上旬 第3回男女共同参画推進部会

◆配付資料

- ・(仮称)「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定にあたっての考え方について(諮問)(写)……………資料1-1
- ・「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定について……………資料1-2
- ・男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等……………資料2
- ・世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて……………資料3
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ご利用ガイド……………資料4
- ・世田谷区パートナーシップ宣誓制度改正周知用ポストカード……………資料5
- ・世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託プロポーザル実施要領……………資料6
- ・犯罪被害者等支援検討委員会の設置について……………資料7
- ・その他チラシ等

◆引き続き、午後6時から第2回多文化共生推進部会を開催します。

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課
電話 03-6304-3453 FAX. 03-6304-3710

令和4年11月14日
生活文化政策部
文化・国際課

「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定について

1 主旨

区は、平成31年3月に策定した「世田谷区多文化共生プラン」に基づき、施策の推進に取り組んでいる。本プランは令和5年度末をもって計画期間を終了することから、この度、令和6年度からの4年間の計画として、「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」(以下、「第二次プラン」という。)を策定する。

2 策定方針

(1) 他の関連計画・分野別計画との整合性

- ①国の「地域における多文化共生推進プラン」(令和2年9月改定)との整合を図る。
- ②「世田谷区基本計画」、「世田谷区次期基本計画(令和5年度末策定予定)」及び「世田谷区未来つながるプラン」との整合を図る。
- ③「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」との整合を図る。
- ④「世田谷区第3期文化・芸術振興計画」及び「(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画(令和5年度末策定予定)」との整合を図る。
- ⑤「第2次世田谷区教育ビジョン」との整合を図る。

(2) 策定・検討にあたっての考え方

- ①「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年6月公布、施行)及び、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月策定)を踏まえ、日本語支援の拡充について検討する。
- ②区が実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」(令和4年6月実施)及び「ヒアリング調査」(令和4年8月実施)を、計画策定の基礎資料とする。
- ③現行の「世田谷区多文化共生プラン」策定以降の状況を踏まえ、より効果的な数値目標の再設定を検討する。

3 検討体制

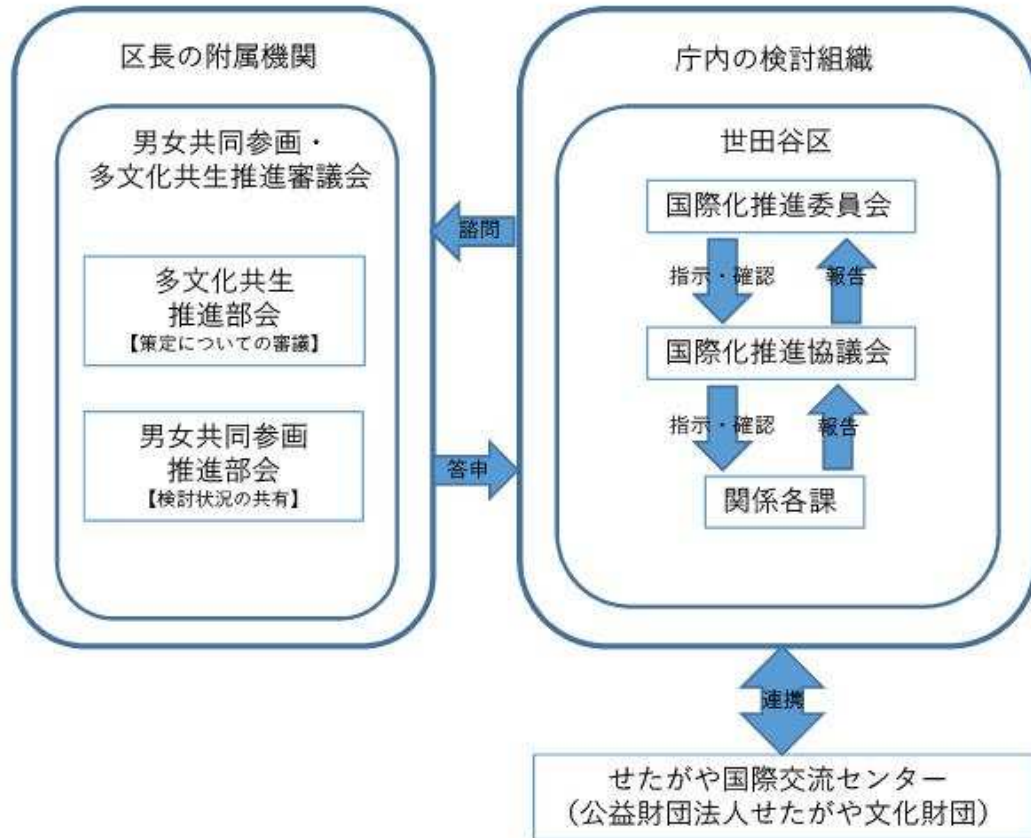
(1) 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

- ・区長からの諮問に対し、審議し、考え方をまとめ答申する。
- ・審議会での審議に向けた具体的な検討は、多文化共生推進部会で行う。

(2) 庁内での検討体制

- ・世田谷区国際化推進委員会(部長級)
- ・世田谷区国際化推進協議会(関係課長)
- ・作業部会(係長級)

(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プランの検討体制



4 第二次プランの策定スケジュール (予定)

令和4年11月 審議会への第二次プラン策定への諮問

審議会・部会での審議

令和5年 9月 第二次プラン素案の公表、区民意見募集実施

11月 審議会から区長へ答申

令和6年 2月 第二次プラン(案)及び素案への区民意見に対する区の考え方の公表

3月 「(仮称) 世田谷区第二次多文化共生プラン」策定

男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等

分類	内容
1 女性の就労	<p>1) 女性への支援の具体的な取り組み ⇒<u>らぷらすにおける取組みの充実（再就職・キャリア選択のための学びの機会、ライフステージに応じた就労支援相談等）</u> ⇒<u>経済産業部と連携、多様なニーズに合わせた支援。</u></p> <p>2) 区民への情報発信 ⇒<u>悩みごとに応じた相談窓口や制度を体系的に集約・発信。</u> <u>区HP・らぷらすでの情報発信の方法。</u></p> <p>3) 男性の男女共同参画への意識向上に向けた取り組み拡充 ⇒<u>男性向け家事育児、介護、地域活動等への参画支援に関する講座等の充実。</u> ⇒<u>HPやSNSでの周知啓発を強化。</u> ⇒<u>経済産業部と連携、区内産業団体を基点とした、区内事業者への働きかけ。</u></p>
2 DV相談	<p>1) 男性のための相談窓口 ⇒<u>らぷらすでの男性電話相談の回数増（令和4年6月より）</u> ⇒<u>内閣府「DV相談+（プラス）」、厚生労働省「よりそいホットライン」への案内</u></p>
3 性教育	<p>1) 「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情」（令和4年10月受理）</p> <p>2) 刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書（世田谷区議会） ⇒<u>犯罪被害者等支援検討委員会での検討</u></p> <p>3) 自己決定が尊重された性教育、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発 ⇒<u>人権、保健福祉、教育の関係所管との連携。</u> <u>互いを思いやり、命、尊厳を守る取り組みとして、幼少期から取り組むことが重要。</u></p>

<p>4 性的マイノリティ等多様な性</p>	<p>1) パートナーシップ宣誓制度の充実 ⇒「<u>世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱</u>」改正（令和4年11月1日施行） ⇒<u>区の行政サービスの情報提供（令和4年6月より）</u> ⇒<u>東京都との連携、不動産業界、医療機関等に対する理解促進の働きかけ。</u></p> <p>2) 幼少期からの教育・情報提供 ⇒<u>現行リーフレット以外に、子どもに対してどう理解促進していくか工夫する</u> ⇒<u>タブレットを活用した情報発信の検討</u></p>
<p>5 男女共同参画（男女共同参画センターらぶらす）</p>	<p>1) 男女共同参画を担う地域人材の育成、取り組みの充実 ⇒<u>地域の方々が主体的に交流や活動できる場の拡充</u> <u>区民・団体等も参加するらぶらす運営協議会で議論</u></p>
<p>6 苦情処理委員会</p>	<p>1) 相談件数の少なさ、周知不足 ⇒<u>申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、審議会や委員の意見を聞きながら検討。</u></p> <p>2) 苦情処理委員会という名称のあり方について ⇒<u>他自治体の例や審議会等の委員の意見を聞きながら名称のあり方検討。</u></p>

令和4年11月14日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて

「世田谷区パートナーシップ宣誓制度」の見直しにあたっては、審議会及び部会においてご意見を頂戴し、検討してきたところでございます。

この度、令和4年11月1日に改正を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

記

1 主な変更点

【別表】のとおり

2 広報・周知について

制度改正について、以下のとおり広報・周知を行った（予定を含む）。

(1)	区ホームページによる周知	改正にかかる概要を掲載するとともに、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ご利用ガイド」（「配布資料4」参照）を作成し、各種手続等、制度をより分かりやすく説明している。
(2)	区のおしらせ「せたがや」による周知	区のおしらせ「せたがや」12月1日号において周知を行う。
(3)	SNSによる周知	制度改正前にTwitter、Facebookによる周知を行った。 メールマガジンについては、区のおしらせ「せたがや」の発行に併せ、12月1日に配信を行う。
(4)	各窓口における周知	各総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンター等にポストカード（「配布資料5」参照）を配布し、施設を利用する区民へ周知を行った。
(5)	宣誓者あての周知	区からの行政情報等の発信にあたり、メールアドレスを提供いただいた宣誓者に対し、制度改正にかかる内容や男女共同参画センターらぶらすにおける実施事業等についてメールマガジンの配信を行った。 また、メールアドレスを提供いただけなかった宣誓者に対しては、郵送にて情報提供する。
(6)	庁舎・区立施設における周知	今後、制度改正にかかる周知用ポスターを作成し、庁舎や区立施設等に幅広く掲示し、さらなる周知を図る。

3 「東京都パートナーシップ宣誓制度」との連携について

「東京都パートナーシップ宣誓制度」が令和4年11月1日から開始されることに伴い、令和4年10月31日付け、東京都と協定を締結した。

本協定の締結により、世田谷区の行政サービスについて、東京都制度による受理証明書が、東京都の行政サービスについて、世田谷区の宣誓書受領証が相互に活用できることとなる。

今後、世田谷区で利用できる行政サービスについては、庁内で調査を行うとともに、東京都とも情報を把握・共有できるよう連携を密にしていく。

【別表】 主な変更点

(1) 根拠について

世田谷区制度（旧）	世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
世田谷区制度（新）	世田谷区パートナーシップ・ <u>ファミリーシップ</u> の宣誓の取扱いに関する要綱

(2) 対象について

世田谷区制度（旧）	同性パートナー
世田谷区制度（新）	<p>【パートナーシップ宣誓】 <u>双方又は一方が、性自認が戸籍上の性別と異なる又は性的指向が異性のみではない2人（同性パートナーに限らず、双方又は一方がL G B T Qである2人）</u></p> <p>【ファミリーシップ宣誓】 <u>パートナーシップにある2人及びその子、親</u></p>

(3) パートナーシップにかかる要件について

世田谷区制度（旧）	<p>【年齢要件】 成人に達していること</p> <p>【住所要件】 区内に住所を有していること（転入予定を含む）</p> <p>【婚姻要件】 他の者と婚姻をしていないこと（事実婚も含む）</p> <p>【血族要件】 直系血族及び三親等内の傍系血族の関係にないこと</p> <p>【国籍要件】 外国籍の方も可能</p>
世田谷区制度（新）	<p>(変更箇所のみ)</p> <p>【血族要件】 直系血族、三親等内の傍系血族及び<u>直系姻族</u>の関係にないこと</p>

(4) 手続方法について

世田谷区制度（旧）	対面
世田谷区制度（新）	変更なし

(5) 家族の宣誓（記載）について

世田谷区制度（旧）	宣誓不可
世田谷区制度（新）	<u>パートナーシップにある2人の子、親の宣誓が可能（ファミリーシップ宣誓）</u>

(6) 通称の使用について

世田谷区制度（旧）	申し出があった場合に別途協議する
世田谷区制度（新）	<u>宣誓書に記載することで、宣誓書受領証等に印字する</u>

(7) 宣誓書受領証等について

宣誓書受領証 (旧)

様式1(第3条関係)



パートナーシップ宣誓書

私たち _____ と _____ は、
「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、
互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。


年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____
住 所 _____
氏 名 _____

收受印

宣誓書受領証 (新)

第4号様式(第6条関係)



世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。
また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後もお二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれるお二人のご多幸を心より願います。

ふりがな(氏名) _____ ふりがな(氏名) _____
ふりがな(通称) _____ ふりがな(通称) _____
(生年月日) _____ (生年月日) _____
〒 _____ 〒 _____
(住所) _____ (住所) _____
〒 _____ 〒 _____
(転入後の住所) _____ (転入後の住所) _____

宣誓第 号

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人

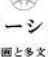
パートナーシップにある方の項目

- 氏名
- 通称
- 生年月日
- 住所
- 転入後の住所
(転入予定の場合のみ)

ファミリーシップにある方の項目

- 氏名
- 通称
- 生年月日

第5号様式(第6条関係)



世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。
また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後も皆様、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれる皆様のご多幸を心より願います。

パートナーシップにある宣誓者

ふりがな(氏名) _____
ふりがな(通称) _____
(生年月日) _____
〒 _____
(住所) _____
(転入後の住所) _____

ファミリーシップにある宣誓者(子・親)

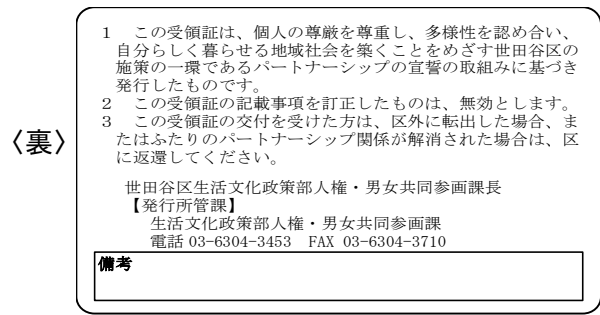
ふりがな(氏名) _____
ふりがな(通称) _____
(生年月日) _____

宣誓第 号

年 月 日

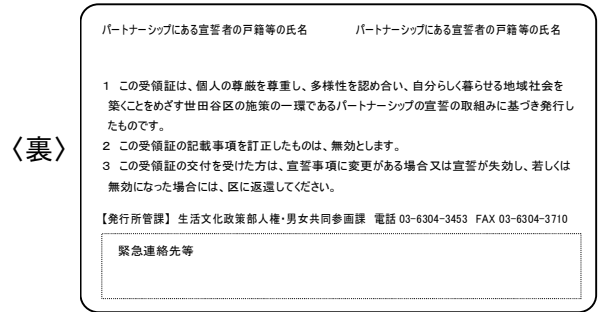
世田谷区長 保坂 展人

小型の宣誓書受領証（旧）

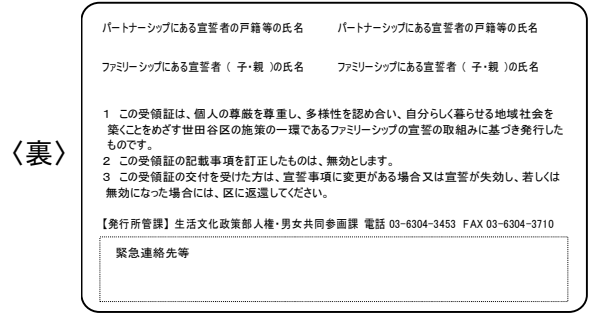


小型の宣誓書受領証（新）

【パートナーシップ宣誓】



【ファミリーシップ宣誓】



※ 「小型の宣誓書受領証」は、上記カラー版の他、白無地のいずれかから選択できます。

(8) 正確性の向上について

宣誓書受領証の再交付や宣誓事項の変更等、各種手続について要綱へ明記し、宣誓内容の正確性向上に向け、規定を整備した。



パートナーシップ・
ファミリーシップ[®]宣誓
ご利用ガイド

世田谷区

目次

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について... P 1
- 2 宣誓の要件と内容..... P 3
- 3 宣誓の流れ..... P 4
- 4 宣誓に必要な書類..... P 5
- 5 交付書類..... P 6
- 6 その他の手続..... P 8
- 7 利用にあたっての留意点..... P 11
- 8 Q & A..... P 12

本書に記載の様式については、別紙「様式集」をご参照ください。

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について

世田谷区では、基本計画において、「多様性の尊重」を分野別の政策として掲げており、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティを理由に差別されることなく多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進に努めています。

これを踏まえ、平成 27 年 11 月からは、同性間のパートナーシップに関して、当事者である区民の方々から「存在を認めてほしい」という要望に応え、「世田谷区パートナーシップ宣誓」を実施しています。

「世田谷区パートナーシップ宣誓」は、同性パートナーのお二人が自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、区長はその気持ちを受け止める取組みです。

世田谷区、渋谷区から始まった宣誓の取組みは、今や全国に広がり、日本国人口の 50%以上の方が利用できる状況となっています。

また、「世田谷区パートナーシップ宣誓」は本年（令和 4 年）11 月で 7 年を迎え、開始から 200 組以上の方々に宣誓いただいています。

こうした中、「世田谷区パートナーシップ宣誓」がより多くの方々にご利用いただけるよう、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として新しくなります。

「世田谷区パートナーシップ宣誓」からの主な変更点は以下のとおりです（詳細については、次頁以降をご参照ください）。



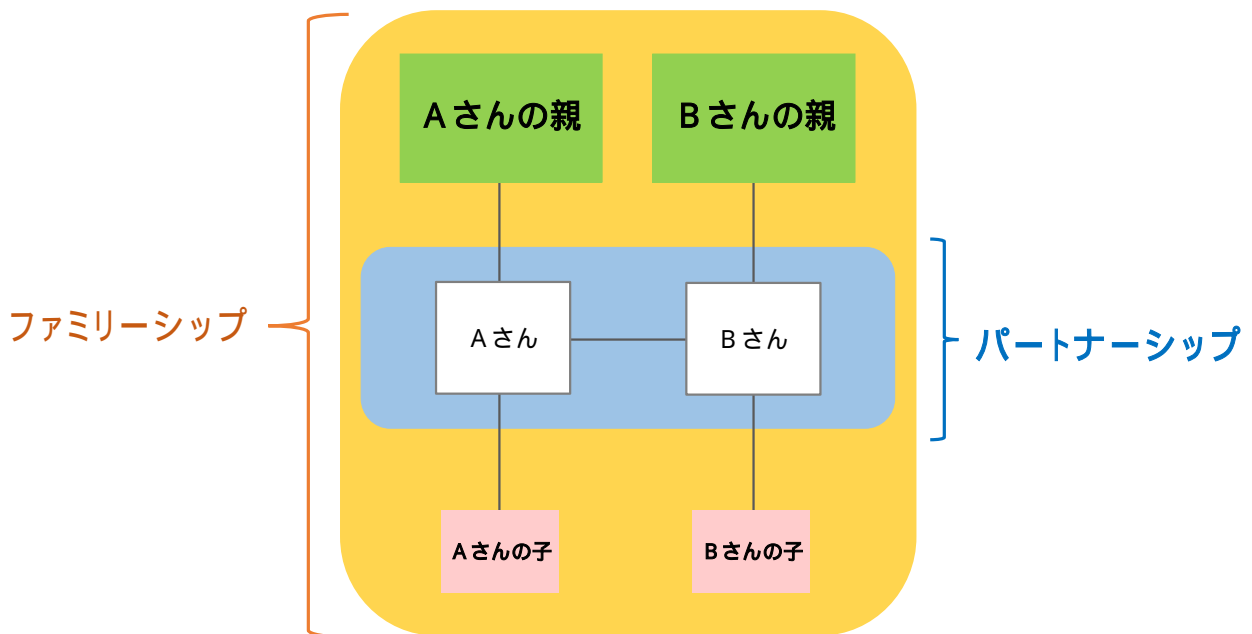
1 パートナーシップ・ファミリーシップとは？

パートナーシップ

お二人またはいずれかの方が、L G B T Qであって、お互いをその人生のパートナーとして、生活を共にし、または共にすることを約した二人の関係

ファミリーシップ

パートナーシップにある方とパートナーシップにある方のお子様や親御様の家族としての関係



2 宣誓とは？

パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、区長に対してこの旨を表明します。

実際の宣誓は、宣誓場所で宣誓書に自書することで行います。

3 宣誓の根拠

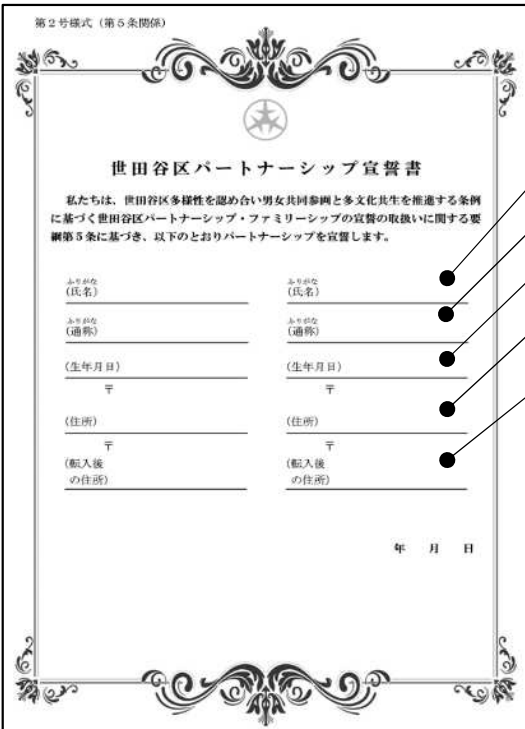
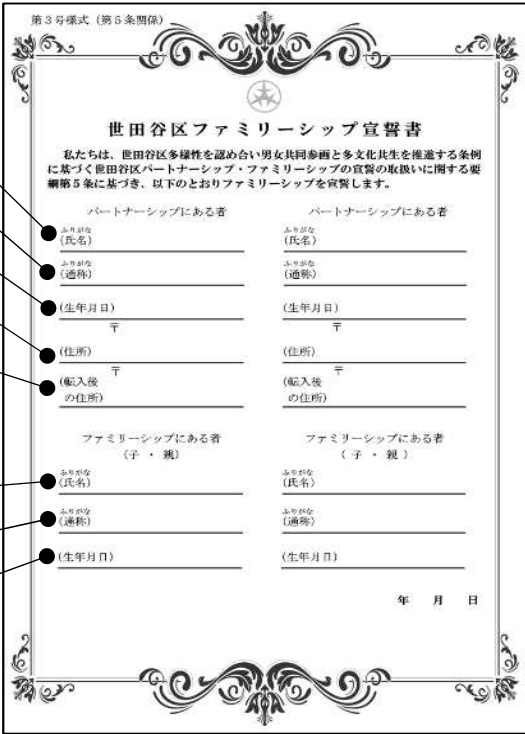
世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

2 宣誓の内容と要件

1 宣誓の内容

宣誓いただく内容は以下のとおりとなります。

パートナーシップ宣誓、ファミリーシップ宣誓で宣誓の内容が異なります。

パートナーシップ宣誓書		ファミリーシップ宣誓書
第2号様式（第5条関係）		第3号様式（第5条関係）
		
パートナーシップにある方の項目		
氏名	●	氏名
通称	●	通称
生年月日	●	生年月日
住所	●	住所
転入後の住所 (転入予定の場合のみ)	●	転入後の住所
ファミリーシップにある方の項目		
氏名	●	氏名
通称	●	通称
生年月日	●	生年月日

2 宣誓の要件

パートナーシップにある方

- (1) 成年に達していること
- (2) 区内に住所を有すること又は区内への転入を予定していること
- (3) 他の方と婚姻関係にないこと（事実上婚姻関係と同様の事情にないことを含みます）
- (4) 他の方とパートナーシップにないこと
- (5) パートナーシップにある方と近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族）同士ではないこと
親族関係又は婚姻関係が解消された後の関係も含みます
養子縁組による近親者同士については、宣誓できる場合があります

ファミリーシップにある方

上記要件を満たすパートナーシップにある方とそのお子様、親御様であること

3 宣誓の流れ

1 宣誓の予約

宣誓の3開庁日前までに、下記連絡先まで希望日時をお知らせください。

連絡先

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

TEL：03-6304-3453（平日の午前8時30分～午後5時）

予約可能日時

平日：午前9時～午後4時30分

宣誓には、30分程度お時間をいただきます（宣誓希望者の人数によって変わる場合があります）。

平日以外でも宣誓を受け付けられる日がありますので、上記担当課までご相談ください。

宣誓希望日は、可能な限りご希望に沿うよう調整いたしますが、調整が困難な場合もございますので、複数日程をご用意ください。

2 区からの通知

宣誓日時・場所等を記載した通知を区から宣誓希望者に送付します（郵送・簡易書留）。

3 宣誓当日

- (1) ご予約の日時の5分前までに下記受付窓口へお越しください。宣誓場所をご案内します。
パートナーシップの宣誓を行う場合は、パートナーシップにあるお二人でお越しください。
ファミリーシップの宣誓を行う場合は、パートナーシップにあるお二人と宣誓を行うお子様、親御様とお越しください。

受付窓口

世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課窓口

宣誓場所

梅丘分庁舎内会議室（総合支所、出張所等では行っていません）

- (2) 本人確認書類をご提示いただき、本人確認、年齢確認及び住所確認を行います。
- (3) こちらでご用意する確認書（第1号様式）にて、宣誓要件を確認します。
- (4) 宣誓希望者全員で、宣誓書（第2号・第3号様式）に自書（宣誓）いただきます。
宣誓希望者のいずれかの方が自書できない、宣誓予定のお子様や親御様が宣誓場所まで来れない場合には、別途ご相談ください。
- (5) 自書いただいた宣誓書を受領後、「宣誓書受領証（A4サイズ）」（第4号・第5号様式）と「宣誓書の写し（受領印押印）」を交付します。「宣誓書受領証（カード型）」は、申込書（第6号様式）の提出により、宣誓から2週間程度で交付します（郵送・簡易書留）。

4 宣誓に必要な書類

1 本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、その他公的機関が発行した顔写真付証明書等

2 他の方と婚姻関係等がないことの確認書類

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

- ・宣誓の日前 3 か月以内に発行されたもの
- ・パートナーシップにある方お二人分をご用意ください。
- ・戸籍謄本、戸籍抄本は、本籍地の役所・役場で発行するものです。
発行までにお時間を要する場合がありますので、余裕をもってご用意ください。

【ファミリーシップ宣誓を行う場合】

パートナーシップにある方のお子様、親御様が記載された上記書類をご用意ください。
（上記以外の場合は、関係の分かる公的な証明）

【外国籍の方の場合】

婚姻要件具備証明書、独身証明書、結婚証明書

（上記以外の場合は、その他これに準ずる書類）

- ・宣誓日の前 3 か月以内に発行されたものをご用意ください。
- ・上記書類には、翻訳者を記載した日本語訳を添付してください（ご本人の翻訳も可です）。

3 通称名を確認できる書類（希望者のみ）

国民健康保険の被保険者証の写し

（上記以外の場合は、その他社会生活上日常的に当該通称名を使用していることが分かる書類）

4 転入の予定が確認できる書類（該当者のみ）

賃貸借契約書の写し

（上記以外の場合は、その他転入の予定が確認できる書類）

- ・転入後の住所が決まっていない場合は不要です。
- ・宣誓日後、3 か月以内に転入の事実を確認できる書類をご提出いただきます。

5 交付書類

パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓に伴い、以下の書類を交付します。

パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の違いにより、交付する書類が異なります。

1 宣誓書受領証（A4型）

パートナーシップにある宣誓者に1部交付します。

パートナーシップ宣誓書

第4号様式（第6条関係）

世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後もお二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれるお二人のご多幸を心より願います。

ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
(生年月日)	(生年月日)
〒	〒
(住所)	(住所)
〒	〒
(転入後 の住所)	(転入後 の住所)

宣誓第 号

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人

ファミリーシップ宣誓書

第5号様式（第6条関係）

世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後お二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれる皆様のご多幸を心より願います。

パートナーシップにある宣誓者		パートナーシップにある宣誓者	
ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)
〒	〒	〒	〒
(住所)	(住所)	(住所)	(住所)
〒	〒	〒	〒
(転入後 の住所)	(転入後 の住所)	(転入後 の住所)	(転入後 の住所)
ファミリーシップにある宣誓者 (子・親)		ファミリーシップにある宣誓者 (子・親)	
ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)	ふりがな (通称)
(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)	(生年月日)

宣誓第 号

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人

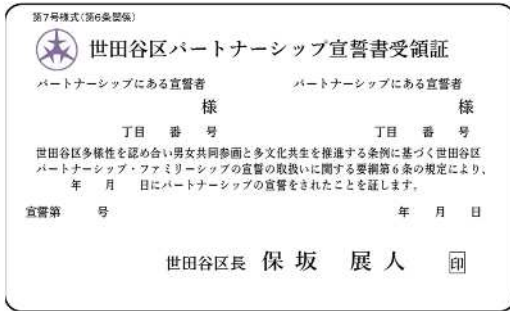
2 宣誓書受領証（カード型）

希望する宣誓者全員に交付します。色は、白無地又はカラーより好きなものを1枚お選びいただけます。

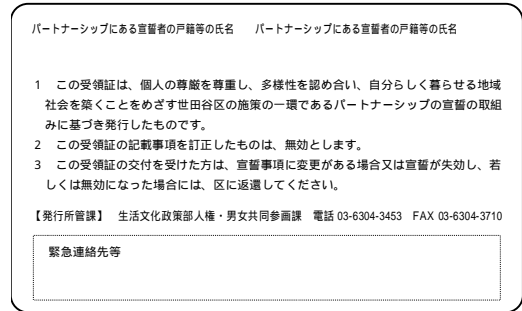
【パートナーシップ宣誓】

白無地

表

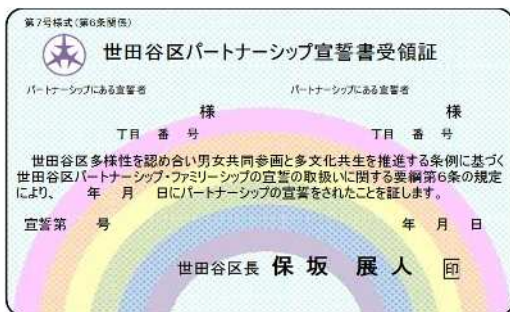


裏

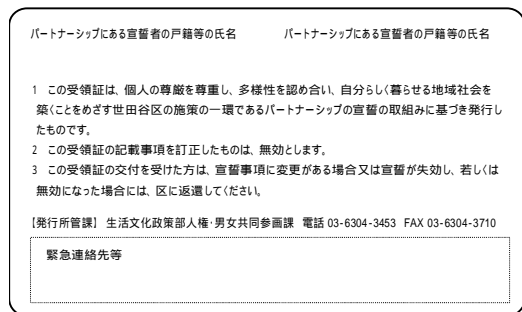


カラー

表



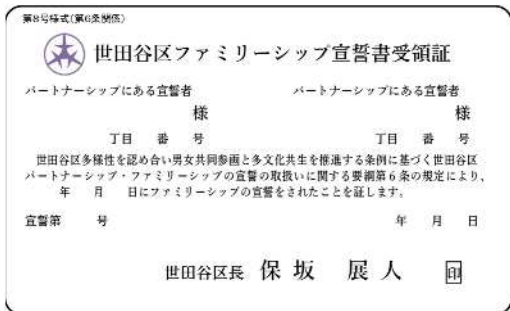
裏



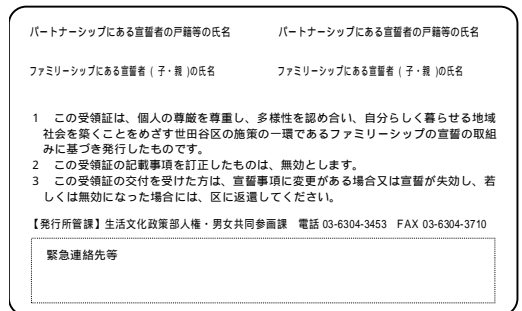
【ファミリーシップ宣誓】

白無地

表

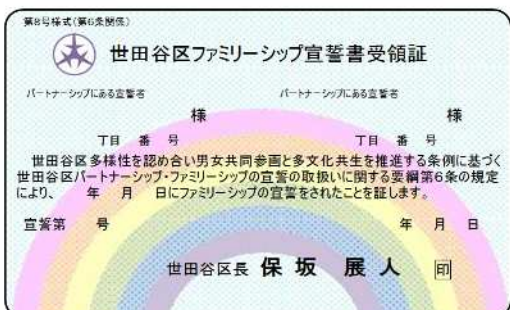


裏

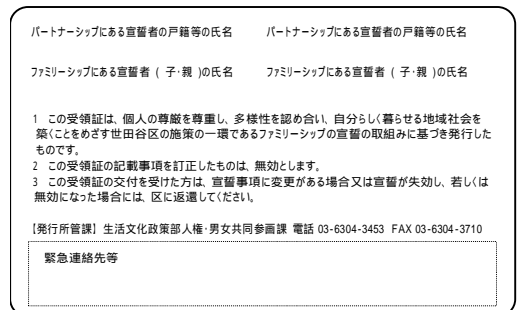


カラー

表



裏



3 宣誓書の写し

パートナーシップにある宣誓者に1部交付します。

6 その他の手続

以下の手続を郵送で行う場合は、届出者や届出事由に関する宣誓者本人確認書類を添付してください。

1 宣誓書受領証を紛失した、汚してしまった場合（再交付申請）

以下の事由に該当する場合、宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証の再交付を申請することができます。

パートナーシップにある宣誓者が、再交付申請書（第9号様式）をご提出ください。

併せて、以下の(2)、(3)に該当する場合、宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証の返還をお願いします。

【再交付事由】

- (1) 紛失した場合
- (2) 汚れた、壊してしまった場合
- (3) その他再交付が必要な場合

2 宣誓した事項に変更が生じた場合（宣誓事項変更申出）

(1) 内容

以下のとおり、宣誓事項に変更が生じた場合、宣誓事項変更届出書（第10号様式）及び確認書類（必要な場合のみ）の提出により、変更の手続をお願いします。

パートナーシップにある宣誓者及び当該変更が生じた宣誓者が、宣誓事項変更届出書をご提出ください。

「当該変更が生じた宣誓者」が「パートナーシップにある宣誓者」と同一人である場合、申出者の氏名は「パートナーシップにある宣誓者」の氏名のみ記載してください。

併せて、宣誓書受領証、カード型の宣誓書受領証（交付を受けた全員分）及び宣誓書の写し（既に返還している場合は不要）の返還をお願いします。

変更の確認がとれましたら、宣誓事項を変更し、変更後の宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証（交付を希望する全員分）を再交付します。

【宣誓事項変更事由】

宣誓者のいずれかの方の氏名に変更があったとき

宣誓者のいずれかの方の通称に変更があったとき

宣誓者のいずれかの方が区内に転入又は区内で転居したとき

パートナーシップにある方のお子様又は親御様が新たにファミリーシップの宣誓に加わる時

パートナーシップにある宣誓者のお一人がお亡くなりになっても、引き続き、ファミリーシップの宣誓を継続するとき
ファミリーシップの宣誓をしたお子様及び親御様のいずれかが、ファミリーシップを形成する意思がなくなり、離脱するとき

【確認書類】

・宣誓事項変更事由の に該当する場合

戸籍抄本

(上記以外の場合は、その他変更後の氏名を確認することができる書類)

・宣誓事項変更事由の に該当する場合

国民健康保険の被保険者証

(上記以外の場合は、その他変更後の通称を確認することができる書類)

・宣誓事項変更事由の に該当する場合

住民票の写し

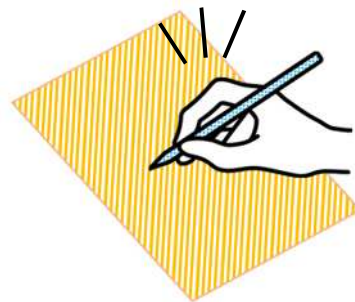
(上記以外の場合は、その他変更後の住所を確認することができる書類)

・宣誓事項変更事由の に該当する場合

パートナーシップにある宣誓者のお子様又は親御様が掲載された戸籍謄本又は戸籍抄本

パートナーシップにある宣誓者との続柄の記載のある住民票の写し

(上記以外の場合は、その他関係を証明する公的な文書)



(2) 宣誓事項変更に伴う宣誓

宣誓事項の変更に伴い、改めて宣誓者全員で宣誓することができます。

この場合、宣誓事項を変更した宣誓書の写しも改めて交付します。

(3) お子様又は親御様からの申出

パートナーシップにある宣誓者のお子様（満 15 歳以上）又は親御様がファミリーシップ宣誓から離脱するため、宣誓事項変更届出書を提出し、併せてカード型の宣誓書受領証（交付があった場合）が返還された場合、ファミリーシップ宣誓からの離脱の申出を受け付けます。

この場合、パートナーシップにある宣誓者には、変更があった旨の通知をいたします（第 1 1 号様式）。

また、宣誓者が希望する場合には、再交付申請書の提出及び宣誓書受領証、カード型の宣誓書受領証（交付を受けた全員分）及び宣誓書の写し（既に返還している場合は不要）の返還により、変更後の宣誓書受領証及びカード型の宣誓書受領証（交付を希望する方全員分）を再交付します。

3 パートナーシップを解消した、区外に転出した場合（失効申出）

(1) 内容

以下の事由に該当する場合、パートナーシップにある宣誓者が、失効申出書（第 1 2 号様式）及び確認書類（必要な場合のみ）の提出し、失効の手続きをお願いします。

併せて、宣誓書受領証、カード型の宣誓書受領証（交付を受けた全員分）及び宣誓書の写し（既に返還している場合は不要）を返還してください。

失効申出書の提出により、パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の効力はなくなります。

【失効事由】

P3「2 宣誓の内容と要件」、「2 宣誓の要件」を満たさなくなったとき
パートナーシップ又はファミリーシップを解消（全ての関係を解消）するとき
パートナーシップにある宣誓者の一方が死亡したとき

【確認書類】

・失効事由の に該当する場合

死亡の事実を確認できる書類

（上記以外の場合、その他の死亡の事実が確認できる書類）

（ 2 ）失効通知

失効申出書を提出した宣誓者に対し、失効通知書（第 1 3 号様式）により、パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の効力が失効したことを通知します。

4 直近の日付で宣誓内容を証明した書類が必要な場合（宣誓事項照会）

パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓者は、宣誓事項について、照会書（第 1 4 号様式）により照会することができます。

照会書に基づき、宣誓事項を確認し、回答書（第 1 5 号様式）により、直近の日付で回答いたします。

回答書は、各種手続において、直近の日付で関係を証明する書類が必要になった場合等にご活用いただくことができます。



7 利用にあたっての留意点

1 効力について

パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓自体に法的な効力は生じませんが、現在では、行政や民間サービスにおいて、宣誓書受領証を提示することにより利用できるサービスが広がりつつあります。

詳しくは、こちらをご確認ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/003/002/d00197784.html>



2 無効について

以下の事由に該当する場合、パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓は無効となります。

無効の事実を確認次第、宣誓者のいずれかの方に通知します。

宣誓及び宣誓後の手続きにあたっては、くれぐれもご注意ください。

【無効事由】

- (1) 宣誓者のいずれかの方がパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がなかったとき
- (2) 宣誓の内容に虚偽があったとき
- (3) P3「2 宣誓の内容と要件」、「2 宣誓の要件」を満たしていなかったとき
- (4) 転入予定として宣誓した後、宣誓後 3 か月以内に転入の事実を確認できる書類の提出がなかったとき

**宣誓の不備や書類の提出忘れ
がないようご注意ください！**



8 Q & A

Q 1 宣誓にあたり費用は発生しますか

費用は発生しません。

ただし、宣誓に必要な書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 2 パートナー、子や親と同居していなくても宣誓できますか

パートナーについては、区内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

パートナーの子や親については、区内に在住している必要はありません。

また、いずれの場合も同一生計である必要はありません。

Q 3 宣誓書受領証は即日で発行してもらえますか

A 4 型の宣誓書受領証は、宣誓後すぐにお渡しします。

カード型の宣誓書受領証は、発行までに 2 週間程度お時間をいただきます。

Q 4 宣誓書受領証はどのような場面で活用できますか

宣誓書受領証の提示により利用できる行政サービス一覧を区ホームページに掲載しています（P11「7 利用にあたっての留意点」、「1 効力について」を参照）。

また、民間サービスについては、病院への同行や面会時の説明、生命保険金の受取人手続、携帯電話会社の家族割サービスへの申込等、利用が広まりつつあります。

Q 5 郵送で手続できますか

パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓は区職員の面前で行う必要があります（P4「3 宣誓の流れ」に記載の例外を除く）。

ただし、P7「6 その他の手続」に記載の手続は郵送でも受け付けます。

郵便料は個人負担となりますので、予めご了承ください。

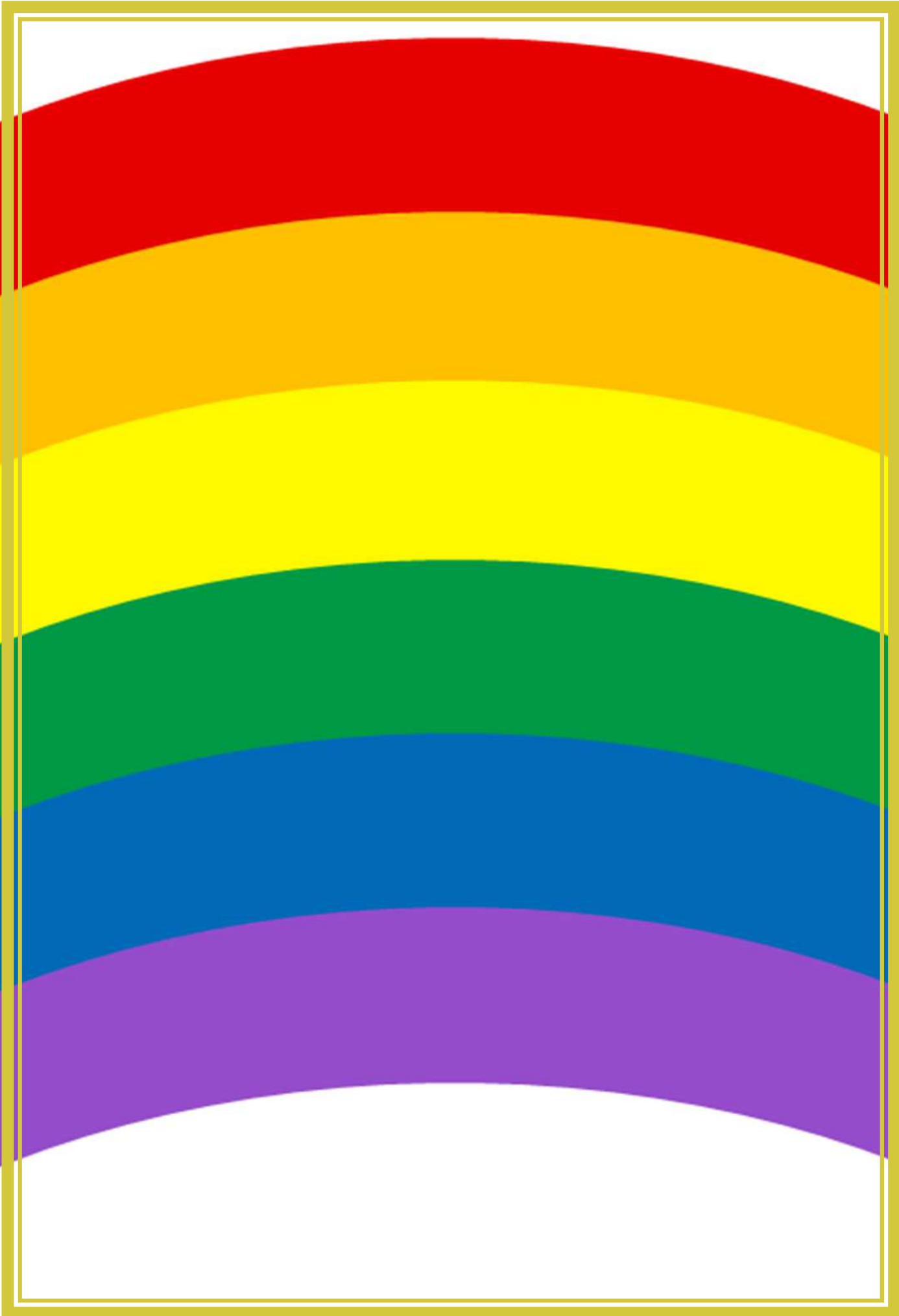
Q 6 確認書に記載したメールアドレスは何に利用しますか

イベントや事業の案内、手続のお知らせ等を行うため、定期的にメールマガジンを配信します。

個人とのやり取りには使用いたしません（返信ができないメールアドレスを使用します）。

世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画課

令和4年11月 発行



世田谷区パートナーシップ宣誓

SETAGAYA
PARTNERSHIP

SINCE 2015

＼ 新しくなります /
2022.11.1

世田谷区パートナーシップ宣誓

SETAGAYA PARTNERSHIP

2015.11▷▷2022.11

世田谷区パートナーシップ宣誓は、パートナーのお二人が自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、そのお気持ちを区が受け止める取組みとして、2015年11月から始まりました。

現在では、200組以上の方々に宣誓いただいておりますが、より多くの方々にご利用いただけるよう、新しくなります！

対象者の拡大

対象者を同性パートナーから
双方または一方が
LGBTQであるパートナー
へ拡大しました

ファミリーシップ 宣誓の新設

パートナーのお二人の子どもや
親とともに宣誓できます

通称名の使用

希望される方には通称名も
印字した宣誓書受領証を
交付します

詳しくは、区ホームページをご確認ください。



パートナーの方等がご利用いただける行政サービスについて、
区ホームページに掲載しています。



【お問い合わせ先】

〒156-0043 世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3階
世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
電話：03-6304-3453 FAX：03-6304-3710

世田谷区立男女共同参画センターらぶらす運営委託
プロポーザル実施要領

1. 契約予定件名

世田谷区立男女共同参画センターらぶらす運営委託

2. 目的

男女共同参画社会の実現を目指し、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」を推進するための拠点施設である男女共同参画センターらぶらすの機能の充実を図るため、施設の運営を一体的に行える事業者を選定する。

3. 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

4. 履行場所

世田谷区太子堂1丁目12番40号 グレート王寿ビル3～5階

世田谷区立男女共同参画センターらぶらす

当該所在地は、仮移転先となるため、今後、移転する可能性がある。

5. 業務内容

(1) 施設運營業務

窓口業務

施設の貸出し、管理等

施設の貸出しに関わる利用団体登録業務に関すること。

施設内のインターネット環境の整備（一般用・事務用）

新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。

他人の迷惑となる行為を禁止すること。

事故の際の区担当課への連絡調整

防火管理協議会等への参加及びセンター内での防災訓練等の実施

災害発生時の対応

その他必要な業務については、区担当課と協議すること。

(2) 男女共同参画推進事業に関する業務

講座事業

イベント事業

相談事業

居場所事業

情報収集・提供業務

団体支援事業

地域ネットワーク構築

各種事業の周知・広報活動

事業運営にかかる会議体の運営

6. 提案限度額

- ・令和5年度 77,000千円(税込)
 - ・令和6~7年度 令和5年度と同程度の見込み
- 令和5年度及び令和6年度以降の実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。
- 契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。
- 事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定するものとする。

7. プロポーザル方式を採用する理由

この業務を実施するにあたっては、男女共同参画推進に関する専門的な知識やその普及に関する実績、施設管理・事業展開に要する人材の配置、事業者の適正な経営規模等が求められることから、プロポーザル方式が最適である。

8. プロポーザル参加資格要件

次の要件を満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行例第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (2) 平成29年度以降に、官公庁より次のいずれかを受託した実績があること。
男女共同参画センターに類する管理運営を受託した実績があること。
男女共同参画にかかる相談事業、講座事業、施設管理業務いずれについても複数年受託した実績があること(異なる時期に個別に受託した場合も含む)
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は、指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

9. 選定日程

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 手続開始の公告 | 令和4年 9月12日(月) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和4年 9月26日(月)午後5時 |
| (3) 提案書提出者決定通知 | 令和4年 9月28日(水) |
| (4) 財務審査書類提出期限 | 令和4年10月 5日(水)午後5時 |
| (5) 質問提出期限 | 令和4年10月 6日(木)午後5時 |
| (6) 質問回答 | 令和4年10月12日(水) |
| (7) 施設見学会 | 令和4年10月17日(月) |
| (8) 提案書提出期限 | 令和4年10月26日(水)午後5時 |
| (9) 審査期間 | 提案書提出締切後 ~ 令和4年11月17日(木) |
| (10) ヒアリング | 令和4年11月17日(木) |
| (11) 選定結果通知 | 令和4年11月18日(金) |
| (12) 契約締結 | 令和5年 4月 1日(土) |

10. 委託事業者募集説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間：令和4年9月12日(月)から9月26日(月)午後5時まで
土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所：生活文化政策部人権・男女共同参画課及び世田谷区ホームページ
- (3) 交付方法：(2)の窓口で配布または世田谷区ホームページからダウンロード
世田谷区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/008/001/d00181829.html>

11. 参加表明書の提出

本公募への応募を希望する事業者は、次により参加表明書一式を提出すること。
参加表明書を提出しなかった場合は、本公募に参加することができない。

- (1) 提出書類
 - 参加表明書(様式1)
 - 登記事項証明書(発行年月日から3箇月以内)
 - 団体の概要資料
 - ・団体の沿革・概要
 - ・理事会役員一覧表
 - ・団体パンフレット(作成している場合のみ)
 - 令和3年度都道府県民税・市区町村民税納税証明書(発行年月日から3箇月以内)
 - 上記8(2)の実績が分かる資料(契約書の写し等、受託年度・受託業務・事業内容・契約団体名が証明できる書類)
- (2) 提出期限
令和4年9月26日(月)午後5時まで
- (3) 提出場所
人権・男女共同参画課
- (4) 提出方法
持参または郵送(締切日必着。郵送の場合は、書留郵便に限る。)
- (5) 辞退
参加表明書の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届(様式2)」を提出すること。
- (6) 提案書の提出者を選定する基準
本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- (7) 提案書提出者決定通知
参加資格を満たしている事業者に対しては、令和4年9月28日(水)に郵送で提案書提出者決定通知を送付する。

12. 財務審査書類提出

- (1) 提出書類
直近3箇年分の貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書
- (2) 提出部数・方法
 - ・正本 1部表紙に、委託件名、提出年月日、貴法人名、担当部課名、担当者名を記載すること。

・ 副本 15部

上記正本と同様であるが、審査で使用するため、表紙、本文等に貴法人名、事業者担当部課名、担当者名を記載しないこと（法人名、代表者名、施設名、法人ロゴマーク、印影はすべて消すこと。マジック等で塗りつぶした場合、透けるため、塗りつぶしたものをコピーするなど、完全に見えない状態にすること）。

(3) 提出期限、提出先及び方法

提出期間 令和4年10月5日（水）午後5時まで

提出場所 人権・男女共同参画課

提出方法 持参のみ

13. 質問票の提出

質問がある場合には、「質問票（様式3）」により、令和4年10月6日（木）午後5時まで（必着）に、人権・男女共同参画課まで、電子メールで提出すること。

回答は、質問事項をとりまとめ、令和4年10月12日（水）に、電子メールにて全事業者へ送信する。

14. 施設見学会（希望者のみ）

(1) 日時：令和4年10月17日（月）

(2) 場所：世田谷区立男女共同参画センターらぷらす

（世田谷区太子堂1-12-40グレート王寿ビル3～5階）

時間等詳細については、別途通知する。

15. 提案書の提出

提案書提出者決定を受領した事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書（様式4）

(2) 企画提案書の内容（記載方法は、様式4別添「企画提案書作成の手引き」参照）

提案1 男女共同参画に対する基本的な考え方

提案2 同種・類似業務の実績等

提案3 業務実施計画

提案4 業務実施体制

運営に要する見積経費の積算書

(3) 提出期限、提出先及び方法

提出期間 令和4年10月26日（水）午後5時まで

提出場所 人権・男女共同参画課

提出方法 持参のみ

16. 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

提出された提案書の審査は、以下の「評価基準」により、審査委員会が提案書、積算書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

< 評価基準 >

- (1) 業務の実施に必要な内容についての理解度等
男女共同参画に関する課題等の把握・理解
世田谷区の男女共同参画プラン後期計画等の把握・理解
- (2) 業務を安定的に遂行する能力
同種・類似業務の過去 5 年間の実績
実施体制（実施までのプロセス、スケジュール管理）
運営体制（人材・職員配置）
- (3) 企画提案能力
世田谷区の男女共同参画についての現状・課題の把握、効果的な企画の提案
- (4) 積算金額及び内容の妥当性
- (5) ヒアリングによる説明内容の明確性、的確性、実現可能性
なお、ヒアリングは以下のとおり、開催する予定である。
実施日：令和 4 年 1 1 月 1 7 日（木）
審査内容：提案内容について、ヒアリング（提案説明及び質疑応答）を 4 5 分程度行う。
時間、場所等詳細については、別途通知する。

17. 審査結果の通知期日及び方法

ヒアリングの翌日以降に郵送により発送する。

提案書が特定された者は、契約相手方の候補者として、契約に向けた交渉を行う。

18. その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。
また、提出書類に記載した各担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 提案書の内容は事業者の選定にのみ使用し、区はその提案内容に拘束されないものとする。なお、提案書の内容を契約の特記仕様書に反映する場合、区は、業務の具体的な実施方法について提案を求めることができる。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- (7) 契約保証金：免除
- (8) 契約書作成の要否：要

- (9) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
担当所管課、世田谷区ホームページ、区政情報センターなど
- (11) 区はこの提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日
生 活 文 化 政 策 部
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課

犯罪被害者等支援検討委員会の設置について

1 主旨

世田谷区における犯罪被害者等への支援については、犯罪被害者等支援に関する条例の制定を求める陳情が平成 3 0 年に趣旨採択されたことを受け、学識経験者等を交えた検討委員会を設置し、検討を行ってきた。検討の結果、犯罪被害者等へより身近な区は、支援を求めている方に寄り添う支援が重要であり、相談窓口という具体的な支援を先行させることとした。現在は、令和 3 年 6 月に新たに開設した相談窓口を中心とした犯罪被害者等支援を行っている。

令和 4 年 8 月に再開した「犯罪被害者等支援検討委員会」での議論を踏まえ、世田谷区の犯罪被害者等への支援について充実策を検討する。

2 スケジュール（予定）

令和 4 年	8 月 3 0 日	第 1 回犯罪被害者等支援検討委員会
	1 2 月 1 5 日	第 2 回犯罪被害者等支援検討委員会
令和 5 年		犯罪被害者等支援の事例に基づく検討開始

3 検討体制

犯罪被害にあわれた方の状況は多岐に渡るため、庁内各所管の専門知識と経験を活かし、相談内容に応じて迅速に対応にあたることができるよう、相談事例の分析・検討について、庁内関係所管による「(仮称) 事例検討会」を立ち上げ検討する。

検討にあたっては、「世田谷区男女共同参画・多文化共生審議会」へも検討状況を報告し、委員からの意見も取り入れていく。

4 検討委員会名簿

別表のとおり

令和4年度犯罪被害者等支援検討委員会 名簿

敬省略

No	役職等	氏名	備考
1	帝京平成大学教授	大塚 淳子	
2	上智大学	伊藤 富士江	
3	(公社)被害者支援都民センター 相談支援室長	阿久津 照美	
4	世田谷地区人権擁護委員会代表	小島 和子	
5	警視庁犯罪被害者支援室被害者 支援管理係長	木村 傑	オブザーバー
6	社会福祉協議会事務局長	長岡 光春	
7	烏山保健福祉センター所長	相馬 正信	
8	危機管理部長	大塚 勇	
9	生活文化政策部長	片桐 誠	
10	保健福祉政策部長	田中 耕太	
11	世田谷保健所長	向山 晴子	

事務局:人権・男女共同参画課